

第3回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第35号 いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第36号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第37号 いちき串木野市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及びいちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 請願第1号 教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 第 5 請願第2号 南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める請願について
- 第 6 予算議案第2号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 意見書案第1号 教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書の提出について
- 追加日程第2 意見書案第2号 南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める意見書の提出について
- 第 7 議案第38号 いちき串木野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 閉会中の継続審査について
- 第 9 閉会中の継続調査について
- 第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第4号（6月27日）（月曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	岡田錦也君	主査	福谷和也君
主査	岩下麻衣君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	中屋謙治君	財政課長	宮口吉次君
副市長	出水喜三彦君	市来支所長	橋口昭彦君
教育長	相良一洋君	教育総務課長	瀬川大君
総務課長	山崎達治君	消防長	谷口浩貴君
企画政策課長	北山修君		

令和4年6月27日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

まず、田畑和彦議員から、6月14日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、田畑和彦議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

△報 告

○議長（濱田 尚君） 次に、報告します。

去る6月22日までに受理した陳情・要望書等は、お手元に配付した陳情配付文書表のとおりであります。

また、監査委員から報告のあった令和4年度4月分及び5月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第13号から第15号について、お手元に配付してあります。

△日程第1～日程第6

議案第35号～予算議案第2号一
括上程

○議長（濱田 尚君） それでは、日程第1、議案第35号から日程第6、予算議案第2号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

〔総務厚生委員長福田清宏君登壇〕

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案1件、継続審査の陳情2件の計5件であります。

去る6月16日に委員会を開催し、継続審査の陳情2件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第35号いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙運動用の自動車使用及びポスター作成の公営に要する経費について改正しようとするものであります。

説明によりますと、1日当たりの自動車のレンタカー代を300円増の1万6,100円に、1日当たりの燃料代を140円増の7,700円に、ポスターの1枚当たりの作成単価を16円25銭増の541円31銭に、それぞれ単価を改正するとのこととあります。また、この影響額は、候補者1人当たり総額で最大5,000円の増となるとのこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、まず、個人市民税において住宅ローン控除の見直しであります。所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除するもので、居住年の延長を行うとともに、消費税率引上げによる需要平準化対策の終了に伴う個人市民税額における控除限度額の引下げを行うものであります。

次に、固定資産税において、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5%から2.5%にしようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,022万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億5,909万7,000円とするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,556万5,000円の計上主なるものであります。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今年度の単独事業の交付限度額として、2億996万5,000円が示されているとのことであります。

18款繰入金1,540万円は、ふるさと寄附金基金繰入金の追加であります。

次に、歳出について申し上げます。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費の造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業25万円の計上は、小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植治療後に、定期予防接種で得た免疫が低下または消失したと医師が認める者に対し、感染症発症予防や経済的負担等の軽減を図るためのワクチン再接種に係る費用を助成するものであります。対象者は、再接種を受ける日において、本市に住所を有する20歳未満の者で、本年4月1日以降の再接種者としており、対象人数を1人と見込んでいるとの説明であります。

審査の中で、対象人数を1人と見込んでいるとのことであるが、本市に該当する人がいるのかと質したところ、2018年の統計によると、県内に45人の小児がん患者がいたことから、本市において1人を見込み、計上したとの答弁であります。

同じく、1目ががん患者ウイッグ購入費助成事業30万円の計上は、がんの治療を目的とした手術や放射線治療等に伴う脱毛による精神的負担と経済的負担を軽減するための医療用ウイッグ購入に係る費用を助成するものであります。

助成額は、購入費用に対する上限額を1人当たり2万円とし、対象人数を15人と見込んでいるとの説

明であります。

本案中、委員会付託分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第2号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第35号いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第36号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

[産業教育委員長吉留良三君登壇]

○産業教育委員長（吉留良三君） おはようございます。報告いたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案1件、請願2件の計4件であります。

去る6月17日及び23日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第37号いちき串木野市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及びいちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、条文を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

7款商工費の商工振興費は、食のまち応援LINEクーポン事業2,724万円と笑顔あふれるプレミアム付商品券事業1億5,615万円及びタクシー・運転代行・貸切バス事業者緊急支援事業452万円の計上であります。

説明によりますと、食のまち応援LINEクーポン事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に経営に苦慮している市内飲食店の事業継続、経営安定の支援のため、SNSアプリLINEで公式アカウント「いちき串木野市」を登録された方に、独自のクーポンを1週間ごとに発行し、飲食店の利用促進、消費喚起を図るものです。割引額は1,000円以上の利用につき1クーポン500円を割引する。期間は令和4年8月1日から令和4年10月30日までの13週間とのことであります。

審査の中で、今回のLINEクーポン事業を利用して、市外に一人でも多くのいちき串木野市のファ

ンを増やすためには、市の公式LINEアカウントを普及させていくことが大切だが、市外の方への周知をどのように考えているかと質したところ、本市に通勤、通学される方や、高校生の保護者などのつながりを活かすなどして、市外の方への発信を工夫していきたいとの答弁であります。

その他、委員から、LINEクーポン事業は市外からのお客さんも大いに取り込め、お店にとっても非常にPR効果が大きいので、飲食店の皆さんに効果を説明され、端末の扱い方を周知するなどして登録店舗を増やしてほしいとの意見が述べられたのであります。

また、笑顔あふれるプレミアム付商品券事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、売上げが減少し経営に苦慮している市内事業所の事業継続、経営安定を支援するとともに、直面する物価高騰による市民生活への影響を緩和するため、市独自のプレミアム付商品券を発行するものであります。プレミアム率は前回商品券と同じ100%、販売価格も前回同様、1枚500円の10枚つづりの額面5,000円を2,500円で、1人当たり2冊まで購入できるものです。

なお、子育て応援分として、18歳以下の市民は、追加で1人当たり1冊購入が可能であります。また、中小取扱店と大型店の使用割合は6対4と前回同様で、利用期間は令和4年8月1日から令和5年1月31日までとのことであります。

また、タクシー・運転代行・貸切バス事業者緊急支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、利用者の減少など直接的に影響を受けているタクシー事業者、自動車運転代行業者及び貸切バス事業者に対し、事業継続を下支えするため支援金を交付するものであります。給付対象者は市内に営業所を有する6社で、給付額は、タクシー事業者が1台当たり12万円で2社の計26台分、自動車運転代行業者は1台当たり20万円で3社の計3台分、貸切バス事業者は1台当たり10万円で、1社の8台分で、市内所有台数分が対象とのことであります。

同じく商工費の観光費は、さのさ祭り補助金140

万円の計上であります。

説明によりますと、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して7月17日に開催されるさのさ祭りの運営に係る補助金で、今回は前夜祭を行わず、市中流し踊りと商工会議所青年部による出店が1日開催で行われるとのこととあります。

審査の中で、規模を縮小して実施するとのことだが、踊り連の参加状況はどれくらいかと質したところ、6月15日現在、18団体547名の参加申込みがあり、令和元年と比較すると団体が約半分、参加者が約4分の1との答弁であります。

8款土木費の道路新設改良費、都心平江線道路改良事業1,650万円は、土地所有者の同意が得られないことから、土地収用法に基づく事業認定申請図書等の作成に伴う委託料の計上であります。

審査の中で、1,650万円の委託料の内訳及び事業認定から収容の手続など、どの程度の期間を想定しているかと質したところ、事業認定図書の作成をコンサルタント会社へ委託して、道路の規格や必要性など関係機関と協議して作成し、県知事へ事業認定を申請する。事業認定を受けた後は、収用裁決を受けるため収用委員会へ申請して審査を受けていく流れである。審査の中では、追加の調査も必要であることから、何年の期間がかかるのかは示すことができないとの答弁であります。

また、新たな手続を進めることで、今後、土地所有者との交渉は行わないことになるのかと質したところ、法的な手続を進めながらも相手方への説明は続けていくとの答弁であります。

また、1,650万円の委託業務の発注はどのように行う考えかと質したところ、県内にはこれらの申請書類を作成できる会社が少ないと想定していることから、九州管内での発注を考えているとの答弁であります。

また、委員の中から、土地取得が全て終わらないうちに見切り発車で事業を進め、土地収用法にかけたの事業推進を行うことは、本市が行う事業についての正当性や必要性、計画性を問われていると感じる。身を引き締めるべきとの意見が述べられたのであります。

10款教育費の学校保健体育費は、学校における感染症対策等支援事業386万円の計上であります。

説明によりますと、公立小・中学校13校において、新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながら、教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品等を整備するとのこととあります。

審査の中で、学校への予算配分はどのようになっているのかと質したところ、予算配分については、学校規模に応じて、前年度、各学校が要求し使用した実績に基づいている。物品の購入については各学校の裁量となっているとの答弁であります。

本案は付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町3108-3、領家栄昭から提出されたものであります。

請願の趣旨は、小学校の学級編制標準は、学年進行に伴い段階的に35人に引き下げられるが、今後は小学校だけにとどまらず、中学校、高等学校でも35人学級を早期実現すること、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するために、教材研究や授業準備の時間を十分に確保すること、学校の働き方改革を実現するために、教職員体制の改善を求めるものであります。

こうした観点から、中学校・高等学校までの35人以下学級の推進と、さらなる少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の負担割合の復元、教育の機会均等を保障するために複式学級を解消すること、また、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすることについて、国及び関係行政機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。

審査の中で、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすることについては、学級編制基準が35人以下の場合、例えば交流学級（普通学級）は30人だと1クラスだけれども、特別支援学級の8人をカウントすると38人となることから、クラスが二つになる。全国的に特別支援を

要する子どもたちが増えてきていることを考えたら、交流学習も大切にしながら教員の配置も検討すべきという意見や、普通クラスの中にもグレーゾーンと言われる子どもたちがおり、先生たちも大変だと聞いているので、請願にあるカウントの仕方でも必要なのではなど、請願趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める請願についてであります。

本件は、いちき串木野市西島平町278、小原雅史氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、南九州西回り自動車道の串木野IC出口と市来IC出口の合流地点は、上下線がカーブ途中で合流するため、道路の進入角度が鋭角で非常に見通しが悪く、合流の際には瞬時に判断が迫られる大変危険な地点であるため、大事故が発生する前に標識設置や路面標示・カラー舗装などの整備や、表示板や警告灯などの運転者に対する注意喚起対策に加えて、徐行区間や並走区間などの対策を早急に求めるものであります。このようなことから、事故の発生原因を究明するための実態調査や根本的解決に向け、早急に改善策を講じることについて、国及び関係行政機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。

審査の中で、危ない箇所なので、もう一度現場診断をしてもらい改良してもらいたいという意見や、合流地点でヒヤリとすることが多い、大きな事故があつてからでは遅いので改善策が必要など、請願趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） 委員長にお尋ねをいたしますが、土木費の都心平江線改良事業費でございます

が、1,650万円計上してございますね。この予算を計上しないで、話し合いで解決する気はなかったかという、まず意見がなかったかが一つですね。

委員長報告の中で、何年かかるか分からないという委員長報告だったですね。私の調べた範囲におきましては、熊本のみかん農家が高速道路に反対されて、たしか五、六年かかっているんですよ。全国のこういうのも調べましたが、早くて5年、長くても10年かかった強制執行もあるわけでございます。したがって、委員会の中で、まだ諸経費もたくさん要ります。これじゃ済まないわけですね、委員長。そこで、このような予算を出さずに、相手も話し合いをする気はあると思うんですよ、委員長、そういう意見はなかったですかね。

○産業教育委員長（吉留良三君） 今、2点ほどお聞きされましたが、この2点については、質疑の中ではやり取りがございませんでした。

○14番（原口政敏君） そのような質疑がなかったというのは、甚だ残念でなりません。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号いちき串木野市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及びいちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

次に、請願第2号南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第2号について、討論・採決に入ります。

予算議案第2号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。議員全員協議会を開きますので、議員の方は議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま産業教育委員長から、意見書案第1号教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書の提出について及び意見書案第2号南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書の提出について及び意見書案第2号南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第1号

○議長（濱田 尚君） まず、追加日程第1、意見書案第1号教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

産業教育委員長に趣旨説明を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） ただいま議題とされました意見書案第1号教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

小学校の学級編制標準は、学年進行に伴い段階的に35人に引き下げられますが、今後は小学校だけにとどまらず、中学校、高等学校でも35人学級の早期実現が必要であります。また、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、教職員定数改善も欠かせません。このようなことから、国及

び関係行政機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、中学校・高等学校までの35人以下学級を早急に実現すること。また、さらなる少人数学級実現を図ること。

2、学校施設、教材、図書、安全対策など、子どもたちの教育環境において自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

3、離島、山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。

4、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△追加日程第2 意見書案第2号

○議長（濱田 尚君） 次に、追加日程第2、意見書案第2号南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

産業教育委員長に趣旨説明を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） ただいま議題とされました意見書案第2号南九州西回り自動車道串木野IC出口及び市来IC出口の合流地点における接触事故防止対策を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

南九州西回り自動車道の串木野IC出口と市来IC出口の合流地点は、上下線がカーブ途中で合流するため、道路の進入角度が鋭角で非常に見通しが悪く、合流の際には瞬時に判断が迫られる大変危険な地点であるため、大事故が発生する前に、標識設置や路面標示・カラー舗装などの整備や表示板や警告灯などの運転者に対する注意喚起対策に加えて、徐行区間や並走区間などの対策が早急に必要です。このようなことから、国及び関係行政機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、事故の発生原因を究明するため、実態調査を行ってください。

2、根本的解決に向け、早急に改善策を講じてください。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第38号

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第7、議案第38号を議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長中村敏彦君登壇]

○議会運営委員長（中村敏彦君） ただいま議題とされました議案第38号いちき串木野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、議案の審査または議会の運営に関し、協議等を行うための場として全員協議会を位置づけるため改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これより質疑に入ります。

議案第38号いちき串木野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

議案第38号いちき串木野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 閉会中の継続審査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第8、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第9 閉会中の継続調査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第9、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第10 議員派遣について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（濱田 尚君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 今月6日に開会されました市議会定例会、本日をもって最終日を迎えることとなりました。

今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

3年目に入った新型コロナによる感染拡大は、いまだ社会経済活動への影響は大きいものがあり、特に地方の中小自治体、中小事業者は苦戦を強いられております。まずは、本定例会で議決をいただきました商品券発行事業やLINEクーポン事業などを有効に活用し、市内経済の活性化、市民生活の向上に向け、取組を進めてまいります。

また、一般質問においては、急速に進む少子化、人口減少、過疎、高齢化など大きな社会課題への取組について種々議論がございました。本市は、よその町を超える深刻な状況にあると捉え、様々な方策の検討と取組を急ぐことといたしております。

議員各位の大所高所からの御指導、御提言を賜りながら、市民の皆様の期待に応えられる、いわゆる「頼りになる市役所」を目指し、邁進してまいることといたします。

議員皆様の一層の御指導、市民の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和4年第3回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時54分

教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実現が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

このことについては、文部科学大臣も改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の清掃作業等に加え、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

以上のような観点から、2023年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

1. 中学校・高等学校までの35人以下学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級実現を図ること。
2. 学校施設、教材、図書、安全対策など、子どもたちの教育環境において自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。
4. 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。

南九州西回り自動車道串木野 I C 出口及び市来 I C 出口の合流地点
における接触事故防止対策を求める意見書

鹿児島県いちき串木野市に位置する南九州西回り自動車道の市来インターチェンジは、平成14年4月に供用を開始し、平成17年3月から出口における鹿児島市方面からの上り車両と薩摩川内市方面からの下り車両の合流が始まりました。また、串木野インターチェンジは、平成17年3月に供用を開始し、平成19年3月から出口における上下線の合流が始まっています。

両インターチェンジの出口は、上下線がカーブ途中で合流するため非常に見通しが悪く、加えて道路の進入角度が鋭角でサイドミラーや目視での確認がしにくい形状となっていることから、合流の際には瞬時に判断が迫られる大変危険な合流地点です。

供用開始以降15年以上経過した現在でも、毎年接触事故が発生しており、この2地点だけで過去10年間に
おいて14件の救急搬送があります。（いちき串木野市消防本部調べ）

このようなことから、自動車道を利用する多くの方から「合流地点が危ない」や「早急に改善が必要」と
の声が上がっています。早急に、標識設置や路面表示・カラー舗装などの整備や、表示板や警告灯などの運
転者に対する注意喚起対策に加えて、徐行区間や並走区間などの対策も必要ではないでしょうか。

これ以上、接触事故や救急搬送を増やさないためにも、また、大切な生命や財産を失うことが無いよう、
大事故が発生する前に対策が必要です。

国及び関係行政機関におかれましては、下記要請事項が速やかに行われるよう強く要請いたします。

記

1. 事故の発生原因を究明するため、実態調査を行ってください。
2. 根本的解決に向け、早急に改善策を講じてください。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第3号 小原台地高台付近における新たな避難場所の整備に関する陳情
陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和4年6月27日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和4年6月27日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和4年6月27日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和4年7月21日
令和4年8月18日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市川商ホール
- (3) 派遣期間 令和4年8月4日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員